

## 大分大山町農業協同組合に対する排除措置命令について

平成21年12月10日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、大分大山町農業協同組合（以下「大山農協」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反する行為を行っているとして、本日、同法第20条第1項の規定に基づき、排除措置命令を行った（別添排除措置命令書参照）。

### 1 違反行為者

名 称	大分大山町農業協同組合
所 在 地	大分県日田市大山町西大山3487番地
代 表 者	代表理事 矢幡 欣治
事業の概要	農産物直売所 <sup>(注1)</sup> における直売用農産物 <sup>(注2)</sup> 等の販売その他の経済事業等

(注1) 農業者又は農業者のグループ、市区町村、農業協同組合等が運営し、農業者が自ら生産した農産物及び農産物加工品を一般消費者に販売するための施設であって、有人の常設店舗形態で年間又は季節的に営業しているものをいう。

(注2) 地元の農業者が生産した野菜等の農産物（主に販売当日の朝に収穫したもの）及び農産物加工品であって、農産物直売所における販売のために当該農業者が当該農産物直売所に搬入するものをいう。

### 2 違反行為の概要

大山農協は、大分県日田市（以下「日田市」という。）等において「木の花ガルテン」と称する農産物直売所（以下「木の花ガルテン」という。）を8店舗運営し、木の花ガルテンの出荷登録者<sup>(注3)</sup>が木の花ガルテンに出荷した直売用農産物の販売を受託しているところ、日田市内において「日田天領水の里元氣の駅」と称する農産物直売所（以下「元氣の駅」という。）が営業を開始することとしたことから、日田市に所在する木の花ガルテン大山店<sup>(注4)</sup>の販売金額の減少を防ぐため、平成21年4月1日に開催した臨時理事会において

(1) 双方出荷登録者<sup>(注5)</sup>に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせること

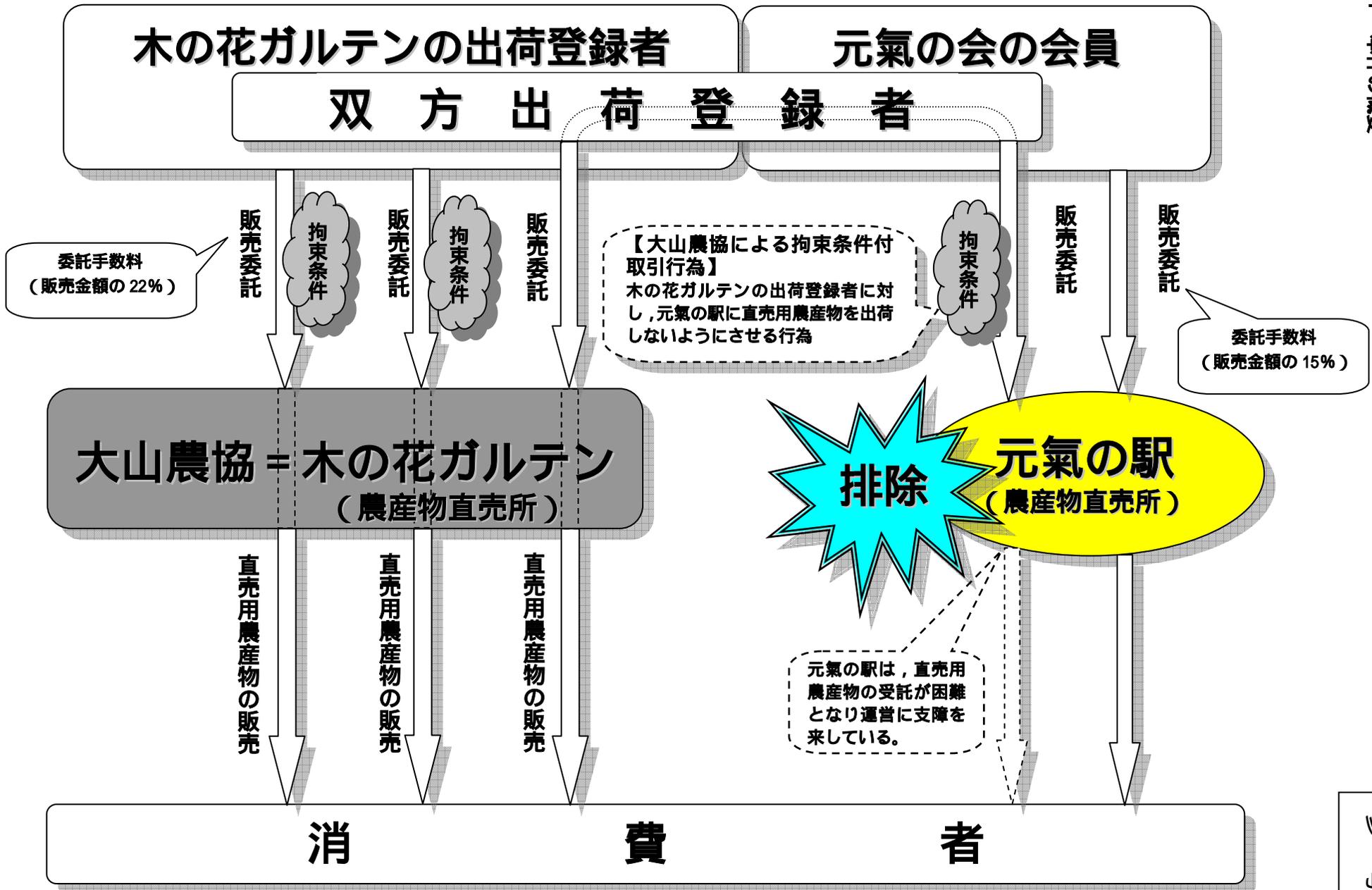
(2) その手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れることを内容とする基本方針（以下「本件基本方針」という。）を決定し、本件基本方針に基づき双方出荷登録者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対して本件基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所第一審査課 電話 092-431-6033（直通） 公正取引委員会事務総局審査局第三審査 電話 03-3581-3383（直通）
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>

- (注3) 木の花ガルテンに直売用農産物を出荷するために大山農協に登録を行っている農業者をいう。
- (注4) 日田市に所在する農産物直売所の中で最も販売金額の大きな店舗であり、また、木の花ガルテン8店舗の中で最も収益を上げている店舗である。
- (注5) 木の花ガルテンの出荷登録者のうち、元氣の駅に直売用農産物を出荷するために「元氣の会」と称する組織の会員にもなっている者をいう。

### 3 排除措置命令の概要

- (1) 大山農協は、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている行為を取りやめなければならない。
- (2) 大山農協は、前記(1)の行為を取りやめる旨及び今後、自らが運営する農産物直売所に直売用農産物を出荷する農業者に対し、自らが運営する農産物直売所以外の農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせる行為を行わない旨を、理事会において決議しなければならない。
- (3) 大山農協は、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を、元氣の駅を運営する株式会社元氣家、木の花ガルテンの出荷登録者等に通知し、かつ、大山農協の職員及び木の花ガルテンの従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 大山農協は、今後、自らが運営する農産物直売所に直売用農産物を出荷する農業者に対し、自らが運営する農産物直売所以外の農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせる行為を行ってはならない。
- (5) 大山農協は、今後、自らが運営する農産物直売所に直売用農産物を出荷する農業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針を作成するために必要な措置を講じなければならない。



## 2 最近の農業協同組合関係事件

件名 (警告年月日)	内容	関係法条
<p>士幌町農業協同組合 に対する件 (平成18年7月21日 警告)</p>	<p>組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定(肉牛)」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、士幌町農業協同組合(以下「JA士幌町」という。)から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする</p> <p>こと</p> <p>肉用牛生産を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする</p> <p>こととしており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引している疑い。</p>	<p>独占禁止法第19条 (不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕)</p>
<p>京都農業協同組合 に対する件 (平成18年7月14日 警告)</p>	<p>米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設(以下「3施設」という。)について、遅くとも平成13年以降(カントリーエレベーターについては、平成15年以降)</p> <p>京都農業協同組合(以下「JA京都」という。)から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせる</p> <p>こと</p> <p>JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせる</p> <p>こととしており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引していた疑い。</p>	<p>独占禁止法第19条 (不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕)</p>
<p>八代地域農業協同組合 に対する件 (平成17年3月1日 警告)</p>	<p>地域農業基盤確立農業構造改善事業及び経営構造対策事業に基づき行ってきた複合経営促進施設のリース事業について、リース先である生産管理組合及び八代地域農業協同組合(以下「JAやつしろ」という。)の組合員に対し</p> <p>使用する肥料、農薬その他の生産資材をJAやつしろから購入すること</p> <p>農産物をJAやつしろへ出荷すること</p> <p>を義務付けることにより、JAやつしろの競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせている疑い。</p>	<p>独占禁止法第19条 (不公正な取引方法第11項〔排他条件付取引〕)</p>

### 3 参照条文

#### 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

#### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

#### 〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

（略）

#### 不公正な取引方法（抄）（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）

#### （拘束条件付取引）

13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。